

## 4歳未満の幼児の加入要件

**加入年度の4月1日現在、4歳未満の幼児が加入する場合は、保護者の安全共済会の加入が必要になります。**

保護者の安全共済会加入および行事参加の「要・否」について

幼児の誕生日	保護者		備考
	加入の要否	行事参加の要否	
加入年度4月1日現在で4歳未満	要	要	就学前3年以下の幼児
加入年度4月1日現在4歳以上	否	否	就学前3年超の幼児

【注】 ここで言うところの「保護者」の範囲を次のように定めています。

『保護者および祖父母、もしくは満18歳以上の親族』とする。

(ただし、大阪府内に居住していること)